

茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後						現 行					
別表第2 個別専決事項						別表第2 個別専決事項					
機 関 名	専決事項	教育 長	部長	学校教育 課長	<u>センタ ー</u> 長	機 関 名	専決事項	教育 長	部長	学校教育 課長	<u>所</u> 長
学 校 給 食 セ ン タ ー	1 <u>給食食数の決定</u>				○	学 校 給 食 共 同 調 理 場	1 <u>給食主任会議の開催</u>				○
	2 <u>給食の材料の調達</u>				○		2 <u>給食利用中止の受理</u>				○
	3 <u>献立予定表の交付</u>				○		3 <u>献立表の交付</u>				○
	4 <u>食育の推進</u>				○		4 <u>不適格物資の納入拒否</u>				○
	5 <u>施設設備の維持管理</u>				○		5 <u>調理室の管理</u>				○
	6 <u>給食費の賦課及び徴収</u>				○		6 <u>給食費の徴収</u>				○

附 則（令和X年X月X日茂原市教育委員会訓令第X号）

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。